

不法投棄等対策支援事業要綱（案）

第 1 節 総則

1. 通則

不法投棄等対策支援事業については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）、関係政省令、財団法人自動車リサイクル促進センター寄附行為、資金管理業務規程及び再資源化等業務規程の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

2. 事業の目的

この事業は、法第 106 条第 4 号及び 5 号の規定に基づき、使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物（以下「使用済自動車等」という。）が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条の 7 第 1 項又は第 19 条の 8 第 1 項の規定による支障の除去等の措置（以下「代執行」という。）を講ずる地方公共団体に対し、当該代執行に要する費用に充てるための資金出えん又は地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品の引取り・再資源化等の協力（以下「資金出えん等の協力」という。）を行うことにより、使用済自動車等の適正な処理の確保を図ることを目的とする。

3. 資金出えん等の協力の対象及び要件

(1) 資金出えん等の協力の対象は、使用済自動車等について、処理基準に適合しない処理が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合に、地方公共団体が講ずる代執行とする。

(2) 資金出えん等の協力の要件は、次に掲げるとおりとする。

原則として、原因者その他措置命令の対象となる者（以下「原因者等」とする。）に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発動していること。

原則として、原因者等に対し費用求償を行うものであること。

使用済自動車等の不適正処分が生じないよう未然防止対策を実施していること。

第 2 節 資金出えんの協力

4. 協力の対象

資金出えんの対象は、代執行における支障の除去に直接必要となる次に掲げる経費とする。

(1) 使用済自動車等を撤去するために直接必要な仮設工事費、運搬費、借上料、機械器具修繕費、燃料費等の経費。

(2) 撤去後の使用済自動車等の再資源化等に必要経費（法第 73 条に規定する再資源化預託金等及び資金管理料金を含む。）。

5. 資金出えん額

資金出えん額は、「4.協力の対象」に掲げる経費総額の10分の8以内とする。

6. 剰余金からの出えん

- (1) 法第105条に基づき主務大臣の指定を受けた指定再資源化機関である財団法人自動車リサイクル促進センターの再資源化支援部(以下「再資源化支援部」という。本要綱に定める事業は、再資源化支援部がこれを行う。)は原則として、年度開始前に地方公共団体からの事前相談の状況、地方公共団体へのアンケート調査結果、前年度の実績・前年度繰越金等の状況を踏まえ、新たに不法投棄等対策支援事業に必要とされる金額を、資金管理業務規程第28条及び再資源化等業務規程17条の規定に基づき資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置された離島対策等検討会に提出する。
- (2) 離島対策等検討会は、(1)で提出された内容を受け、不法投棄等対策支援事業として必要となる金額を決定し、剰余金からの出えんについて資金管理業務諮問委員会における承認を得るものとする。

7. 協力要請

地方公共団体は、資金出えんの協力を受けようとする場合は、様式第1「不法投棄等対策支援事業協力要請書」(代執行実施計画書を含む。以下「協力要請書」という。)を再資源化支援部に提出するものとする。

8. 協力決定の通知

- (1) 再資源化支援部は、協力要請書が提出された後、必要に応じて要請を行った地方公共団体へのヒアリング及び調査を実施して内容を確認し、適切と認められる場合は、これを離島対策等検討会に提出する。
- (2) 離島対策等検討会は、(1)で提出された内容を受け、資金出えんの適正かつ公正な実施について調査審議を行って出えんを予定する地方公共団体を決定(以下「協力決定」という。)する。
- (3) 再資源化支援部は、協力決定後速やかに、協力決定した地方公共団体(以下「出えん先地方公共団体」という。)に対して、各年度における出えん予定額(原則的な出えん上限額)を記載した様式第2「不法投棄等対策支援事業協力予定連絡書」(以下「協力予定連絡書」という。)により、協力決定の旨を通知する。

9. 支払申請

- (1) 出えん先地方公共団体は、代執行完了の日から換算して1ヶ月を経過した日までに、様式第3「不法投棄等対策支援事業協力資金出えん申請書(実施報告)」(代執行完了報告書を含む。以下「協力資金出えん申請書」という。)に実績を記載し、再資源化支援部に出えん金の支払申請をするものとする。
- (2) 代執行に要する期間が複数年にわたる協力要請を行った場合は、年度毎に処理内容を分け、年度毎にその完了分の出えん金の支払を申請することができる。この場合においては、出えん先地方公共団体は、毎年3月20日までに、(1)の申請方法に準じ、当年度の完了分の支払い申請をするものとする。
- (3) 出えん先地方公共団体は、協力資金出えん申請書への実績記載にあたって、実績を示す

証拠書類を収集し、事業完了後5年間保存するものとする。

10. 出えん額の確定

再資源化支援部は、協力資金出えん申請書が提出された後、必要に応じて出えん先地方公共団体へのヒアリング及び調査を実施し、協力要請書の内容どおり事業を完了したことを確認の上で、出えん額を確定し、様式第4「不法投棄等対策支援事業協力資金出えん額確定通知書」を速やかに送付するものとする。

11. 出えん金の支払

出えん金の支払は、「10.出えん額の確定」により額が確定した後に、出えん先地方公共団体があらかじめ指定する口座に、振込みにより速やかに支払うものとする。

12. 費用求償

出えん先地方公共団体が費用求償により、代執行による撤去等措置に要した費用を原因者等から徴収した場合は、速やかに再資源化支援部に報告し、出えんの比率に応じて返還するものとする。

第3節 引取り・再資源化等の協力

13. 協力の対象

引取り・再資源化等の協力の対象となる物品は、代執行により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品(以下「解体自動車等」とする。)とする。

14. 協力要請

(1) 地方公共団体は、解体自動車等の引取り・再資源化等の協力の要請をしようとする場合には、事前に再資源化支援部に対して引取り・再資源化等に要する委託料金の見積りを依頼するものとする。この場合、再資源化支援部は必要に応じて当該要請を行った地方公共団体へのヒアリング及び調査を実施して内容を確認し、委託費用の見積りを行いその結果を遅滞なく地方公共団体に連絡するものとする。

(2) 地方公共団体は、引取り・再資源化等の協力を受けようとする場合は、(1)の見積り結果の連絡を受けた上で、「7. 協力要請」に定める協力要請書に引取り・再資源化等を再資源化支援部に委託する旨を明記し提出するものとする。

15. 協力決定の通知

再資源化支援部は、地方公共団体に対して「8. 協力決定の通知」に定める協力予定連絡書を通知する際に、引取り・再資源化等の協力決定の旨を併せて通知する。

16. 委託契約

引取り・再資源化等の協力が決定された地方公共団体(以下「再資源化協力先地方公共団体」とする。)は協力決定の通知の後、遅滞なく財団法人自動車リサイクル促進センターと引取り・再資源化等の協力に係る委託契約を締結するものとする。

17. 解体自動車等の引渡し

引取り・再資源化等に係る委託契約を締結の後、再資源化協力先地方公共団体は代執行により解体自動車等を撤去の上、再資源化支援部に対して当該委託契約に基づき、解体自動車等を引き渡すものとする。

18. 引取り・再資源化等の実施

- (1) 再資源化支援部は、再資源化協力先地方公共団体より解体自動車等を引取り、速やかにその再資源化等を実施するものとする。
- (2) 再資源化支援部は、再資源化等が完了後、速やかに再資源化協力先地方公共団体に様式第5「引取り・再資源化等完了報告書兼委託料金請求書」を送付し、引取り・再資源化等委託料金を請求するものとする。

19. 委託料金の支払

再資源化協力先地方公共団体は引取り・再資源化等完了報告書兼委託料金請求書を受取り後、再資源化支援部があらかじめ指定する口座に、振込みにより速やかに支払うものとする。

第4節 雑則

20. 協力等

再資源化支援部は、本事業の円滑な実施が促進されるよう、地方公共団体に対する説明、助言、事前相談等の協力を行うものとする。

21. 状況報告・検査等

再資源化支援部は、必要と認めるときは、出えん先地方公共団体及び再資源化協力先地方公共団体(以下「協力先地方公共団体」という。)に対して、必要と認められる事項について報告を求め又は検査等を行うことができる。その場合に、協力先地方公共団体は、協力に係る書類等を備え、求めに応じて提示するものとする。

22. 協力要請の変更等

協力先地方公共団体は、代執行を中止し又は取り消そうとする場合、代執行が予定の期間内に完了しない場合又は代執行の遂行が困難となった場合には、速やかに再資源化支援部に報告するものとする。

また、協力要請書提出後に、代執行の業務内容を変更する事情が発生した場合(軽微な変更は除く。)には、変更内容を「協力要請書(変更申請)」に記載し、変更理由書を添付して、再資源化支援部に速やかに提出するものとする。

23. 協力決定の取消し等

再資源化支援部は、協力先地方公共団体が次に掲げる事項に該当したときは、協力決定の取消又は出えん金等の返還を求めることとする。

偽り又は不正の方法により協力要請又は支払申請を行ったとき。

出えん金を出えんの対象となる業務以外の用途に使用したとき。

協力要請内容に則して代執行が実施されなかったとき。

24. 責任の所在

協力に係る業務の遂行及び結果に関しては、当該業務を実施する協力先地方公共団体及び再資源化支援部においてそれぞれの役割分担において責任を負うものとする。

25. その他

特別の事情によりこの要綱に定める手続等によることができない場合には、再資源化支援部の定めるところによるものとする(必要に応じて離島対策等検討会の承認を受けるものとする。)。